

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算  
方法等に関する試行について（被災地補正）

東 北 農 政 局

東日本大震災の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）においては、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足で土地改良事業等請負工事積算基準等（以下「積算基準等」という。）と施工実態との間で、乖離（日当たり作業量の低下）が生じていたことから、被災三県用の現場状況を反映した「東日本大震災の被災地で適用する土地改良事業等請負工事の歩掛」について、平成25年10月1日より適用を開始しています。

被災三県においては、これに加えて、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）についても、作業効率の低下等により、現場の実支出が増大し、積算基準等による積算と乖離が生じていることが確認されたため、下記のとおり当面の運用を定めました。

なお、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月9日付け23農振第2486号）は廃止します。

記

1. 適用対象工事

被災三県で実施される工事で、平成26年2月5日以降に契約締結を行う工事。

2. 補正方法

積算基準等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

| 間接工事費 | 補正係数 |
|-------|------|
| 共通仮設費 | 1. 5 |
| 現場管理費 | 1. 2 |

ただし、平成26年2月5日以降に契約締結を行う工事で、入札時点において上記補正方法の適用ができない工事等については、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（平成26年1月30日付け25経第1078号）第2（1）に基づき、上記補正方法により契約変更を行うこととする。